

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

豊かな自然と心に出会えるまちづくり計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

高知県

高知県吾川郡いの町

3. 地域再生計画の区域

高知県吾川郡いの町の区域の一部（勝賀瀬地区・吾北地区・本川地区）

4. 地域再生計画の目標

高知県中央部に位置する本町は、高知県内の合併第1号として平成16年10月1日四国三郎吉野川の源流域から仁淀川流域にかけての、本川村、吾北村、伊野町の3町村が合併し誕生した、新町である。いの町は、南北に長く総面積は470.71 km²で高知県の約6.6%を占めている。平地と丘陵地が広がる東南部を除くとほぼ全域が山地で、森林面積は町全体の約90%を占めている。

町北部では愛媛県と境を有し、1,800m級の山が連なり町中心部市街地との標高差も大きく、自然環境が変化に富んでいることも特徴である。また、石鎚国立公園、工石山陣ヶ森県立自然公園など指定されており、吉野川や仁淀川の流域に属していて各所にすぐれた自然環境・景観を備えている。

山間地域の基幹産業は農林業であるが高齢化・過疎化（65才以上の高齢者が24.4%を占めている）の進行に伴って耕作放棄地や荒廃した山林の増加等問題となっている。

こうした状況の中、住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせる地域社会の実現が求められ、各公共施設へのアクセス条件の改善や福祉車両の進入路の確保など、安心して暮らせるまちづくりへの住民ニーズが増加している。

農林業については、産業振興という側面だけでなく、中山間地域の活力や水源涵養・保水・治水など国土保全機能を保持する観点から、生産者や関係団体との連携した取り組みが必要である。とりわけ「緑のダム」構想（森林による雨水の流出調節機能）による森林整備は急務であり、計画的な除間伐保育や高性能機械の導入も進めていく必要がある。

また、太平洋と瀬戸内海を最短で結ぶ本町の地理的利点を活かし、町の有する多彩な自然環境や地域が育んできた豊かな歴史、文化をとおり、都市住民がこれらを体験しながら地域と交流するグリーンツーリズムなど地域環境を活かした交流人口の拡大を図るため、西日本最高峰の石鎚山から連なる峰々を横断する町道瓶ヶ森線の改良や、山岳観光へのアクセス道である林道の舗装をすることにより、来訪者の利便性の向上、安全性を確保し交流の玄関口としてふさわしい魅力ある町づくりを進めていく。

このために、本計画に掲げる交付金事業による町道・林道整備、その他関連事業を一体的、効率的に行い広域的なネットワークを構築し、各種公共施設へのアクセス条件の改善や高齢化に悩む農林業の振興を図る。さらに、多様な自然環境や地域資源を活かした観光ルートの形成により都市部住民との交流人口の拡大を図り、豊かな自然と心に出会えるまちづくりを目指す。

（目標 1） 農林業の振興

- ・間伐実施面積の 22 % 増加
- ・道の駅、直販での農林産物の売り上げ 5 % 増加

（目標 2） 町道、農林道の整備による各公共施設へのアクセス改善

- ・緊急車両の円滑な走行を可能にし通行の利便性の向上を図る
- 緊急車両到達時間 60 分カバー人口エリア拡大 30 % 増

（目標 3） 地域観光資源を活かした交流人口の拡大

- ・入り込み客数の 20 % 増加

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

国道 194 号及び国道 439 号が地域の基幹道路であり、それらに接続する町道・林道の一体的な整備を行うことにより、広域的・効率的なネットワークづくりを進め、各公共機関へのアクセス改善、農林業の振興及び地域資源を活かした交流人口の拡大を図る。

そのためには、町道においては狭小で危険な個所を改良し、また林道の舗装を行うことにより機能向上をさせ、利便性を高める。

また、各種補助事業の導入によって町道、農林道の整備を行いつつ併せて町単独事業等により森林整備の支援の外、各種イベントの開催や道の駅等との連携により目標の達成を図る。

5-2 道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

町道：道路法に規定する市町村道に平成 18 年 3 月に認定予定。

林道：森林法による高知県地域森林計画（平成 12 年樹立）に路線を記載。

[施設の種類（事業区域）、事業主体]

- ・町道 （いの町）、いの町
- ・林道 （いの町）、いの町 高知県

[事業期間]

- ・町道（平成 18 年度～平成 22 年度）
- ・林道（平成 18 年度～平成 22 年度）

[整備量及び事業費]

- ・町道 10.0 km 林道 22.6 km
- ・総事業費 1,826,600 千円（内交付金 864,066 千円）
（内訳）町道 792,000 千円（内交付金 396,000 千円）
林道 1,034,600 千円（内交付金 468,066 千円）

5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、豊かな自然と心に出会えるまちづくりを達成するために、以下の事業を総合的かつ一体的に行ものとする。

- ① 国土交通省の地方道路整備臨時交付金を活用し、町道西川線（池ノ窪工区）（中平工区）の整備を行い都市部とのアクセス条件の改善を図る。
- ② 林野庁の森林環境保全整備事業を活用し、林道約束田線、林道カゲ野線、林道中野川長又線、寺川秋切線の開設を行い効率的な森林整備や間伐、造林、保育等の林業生産活動のコスト低減や省力化を図る。
- ③ 農林水産省の土地改良総合基盤整備事業、農村振興総合整備統合補助事業を活用し、農道柳野線、農道野口山線、集落道松ノ木馬路線の整備を行い農業生産基盤を進め、耕作放棄地の解消や農地の保全に努め中山間地域における地域社会の維持を図る。
- ④ 重要な地域資源である森林の有益性を向上させるため、「仁淀川」山の手入れで元気もりもり事業（単独事業）、緊急間伐総合支援事業等により間伐を促進し適切な森林整備を図る。
- ⑤ 観光客を増加させるイベント等を実施するとともに、各種町単独事業により観光の振興を図りつつ、道の駅、直販所と連携し特産品や豊かな自然、歴史、文化など地域の魅力を案内する場として有効活用を図る。

6 計画期間

平成 18 年度～平成 22 年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4 に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い状況を把握・公表するとともに、達成状況の評価、改善すべき事項の検討を行う。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし